

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第三十五号

### 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「又は看護師」を「看護師又は准看護師」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。